

令和 8 年

阿南市議会 9 月定例会

市長所信

令和 8 年 9 月 1 日

おはようございます。

本日、令和８年９月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多用にもかかわらずご参会いただき誠にありがとうございます。

また平素は、市政の各般にわたりご指導、ご尽力を賜っておりますことに対しまして、心から厚くお礼を申し上げます。

はじめに、「令和８年熊本地震」をはじめ、千葉県や北陸地方での豪雨災害により、お亡くなりになられた方々に、心より哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

なかでも、最大震度７を観測した熊本地震においては、８月２７日現在で、地震による死者は３８人、負傷者は４０６人、住家被害は全壊、半壊など３万１千７９８棟となっており、現地では懸命の復旧作業が続けられているものの、今なお２，５１９人の方々が避難生活を余儀なくされております。

こうした甚大な被害に対して、本市では、直ちに「阿

南市被災地支援対策本部」を立ち上げ、情報収集を行い、
「水循環型シャワーシステム^ウ^オ^タ^{ボックス}W O T A B O X」を熊本
県へ提供するとともに、日本水道協会徳島県支部からの
要請に応じ、熊本県^{やっしろし}八代市での応急給水活動のため、水
道課職員 4 名を派遣いたしました。

また、徳島県市長会からの要請により、宇土市^{うとし}への避難
所支援及び住家被害認定調査のため、本日から順次職
員を派遣いたします。さらに、保健師や消防職員も派遣
に備えて準備態勢を整えているところです。

また、市役所での募金活動に加えまして、先月、本市
で開かれたアジアオープンティーボール国際大会の主
催者等であるアジアティーボール連盟及び野球のまち
阿南推進協議会、野球のまち阿南ティーボール連盟から
多大なる義援金のご寄附をいただいたところです。これ
ら皆様からお寄せいただいた義援金は、日本赤十字社徳
島県支部を通じて全額被災地へお送りいたします。

今後とも、被災地の 1 日も早い復興を願い、徳島県を
はじめとする関係団体との連携を密に、本市としてでき
る最大限の支援を全力で行ってまいります。

近年、激甚化・頻発化する自然災害や、発生が切迫する南海トラフ巨大地震など、私たちは常に自然の猛威と隣り合わせの状況にあります。市民の皆様の安全・安心を確保するための防災・減災対策の強化は、最優先課題であります。いかなる災害時においても被害を最小限に食い止めるため、自助・共助・公助の連携を深めるとともに、ハード・ソフト両面からの防災力向上に、断固たる決意で取り組んでまいります。

そこで、発災時に避難所となる小学校体育館への空調設備の整備を加速化してまいります。

小学校体育館への空調設備につきましては、今年度より整備を順次進めているところでございますが、これは、児童の教育環境の整備はもとより、避難所開設時におけるＱＯＬ（生活の質）の向上を目的としております。

しかしながら、今回の熊本地震においては、多くの被災者が、真夏の猛暑の中、過酷な避難所生活を強いられているという報道に接し、私は「一刻の猶予もない」という強い危機感のもと、小学校体育館への空調設備の整備加速化を決断いたしました。市民の命と健康を守るた

めの環境整備は、一層のスピード感をもって成し遂げなければなりません。

つきましては、本年度当初に予定していた４校に、急遽４校を追加した「計８校」の整備へと事業を大幅に拡大・加速化することとし、今定例会に補正予算を計上させていただいたところです。災害に強く、誰もが「安心して避難できる環境」の整備に向け、全力を傾注してまいります。

続きまして、「公金等管理に係る再発防止策」についてご報告申し上げます。

本年４月に発生した「公金の横領及び公文書の改ざん」事案の発覚後、直ちに「公金等管理に係る再発防止検討委員会」を設置し、実効性のある具体的な取組について検討を重ねてまいりました。このたび、再発防止策として一定の方向性が立ちましたので、その概要をご報告申し上げます。

まず、本委員会は、本年５月から８月にかけて５回の会議を開催し、「阿南市公金等取扱事務の管理適正化方針」を改正するとともに、「現金等出納事務マニュアル」

を新たに策定し、全庁を挙げて取組を進めております。

さらに今後は、各課において「事務処理マニュアル」等を作成することを義務付け、正確かつ適正な事務処理を行ってまいります。

また、現金収納事務の効率化を図る財務会計システムが導入されていない本庁以外の施設の中で、南部健康運動公園をモデル施設として、来年４月から公金管理用アプリを導入し、運用開始を目指します。併せて、他の施設への導入につきましても検証を進めます。

今後におきましても、公金管理体制のさらなる強化や職員のスキル向上に努め、公正で信頼される市政運営を構築してまいります。

次に、「ふるさと阿南応援事業寄附金の活用」についてであります。

本市は、県内において、ふるさと納税寄附額が２年連続トップとなることができました。このことは、寄附者の皆様から寄せられた温かい期待と厚いご支援の賜物であり、心より深く感謝申し上げます。皆様から託されたこの貴重な財源をいかに効果的に活用し、阿南市の輝

かしい未来を切り拓いていくか。その確かな成果を示すことこそが、私たちに課せられた極めて重要な責務であると、身の引き締まる思いでございます。

いただいた寄附金は、これまで、阿南市ふるさと阿南応援事業基金条例に基づき、「地域公共交通対策事業」や「野球のまち推進事業」、「妊産婦健康診査支援事業」、「放課後児童クラブ運営事業」といった市民生活の向上に直結する事業に大切に活用してまいりました。

さらに、令和6年4月には、本条例を改正し、「人口減少及び地域経済縮小の抑制」といった本市の未来を左右する重要課題への投資にも活用を広げ、令和5年度決算で約5千万円だったものが、令和7年度には3億円を超えるまでに増加し、本市の課題解決に向けた活用がより一層広がっております。

さらに、ふるさと納税の管理についてもルールを徹底し、寄附金の約半分を返礼品等経費として支出し、残金につきましては、使途ごとに管理して積み立てるなど、寄附者のご意向を尊重しつつ、翌年度以降も計画的かつ効果的に活用できるよう、適切な管理・運用に努めてい

るところです。

今後とも、寄附者の皆様の想いを大切に受け止め、地域の未来を切り拓くための「戦略的な投資」へと繋げ、その成果を市民の皆様に実感していただける「魅力あふれるふるさとづくり」に邁進してまいります。

それでは、新たな総合計画に掲げた6本柱に沿って、市政の重要課題について、ご報告申し上げます。

最初に、1つ目の柱「災害に強く安全・安心な阿南」の創生であります。

本年3月、市民待望の阿南インターチェンジ開通を経て、徳島南部自動車道・阿南安芸自動車道の早期全線開通へさらに機運を高めるべく、来る11月28日に羽ノ浦情報文化センターにおいて、民間の方々が主体となって、「みなみ阿波『想いを継ぐみち』シンポジウム

にせんにじゅうろく

2026」を開催いたします。

本シンポジウムは、県南における道路の役割や重要性について、地域の皆様とともに考え、次の世代へ想いを繋いでいくことを目的として実施するものであります。

今回は、令和6年の能登半島地震や奥能登豪雨で甚大

な被害を受けた石川県輪島市から坂口市長をお招きし、
「能登半島地震・奥能登豪雨における輪島市の対応と復興」と題して、ご講演いただきます。

被災地の生きた教訓を市民の皆様と共有し、「命のみち」、「活力のみち」の重要性について、共に考える絶好の機会でありますので、多くの皆様のご参加を願っております。

次に、2つ目の柱「地域産業が伸びゆく阿南」の創生では、まず、「阿南市生活応援商品券事業」についてであります。

本市では、長引く物価高騰の影響を受ける市民生活を支援するとともに、市内での消費を喚起し、地域経済の活性化を図るため、本年5月1日時点において、本市の住民基本台帳に登録のある「6万6千390人」の市民の皆様を対象に、総額「3億3千195万円分」の「阿南市生活応援商品券」を交付いたしました。

商品券は8月1日から、登録をいただいた510店舗において、食料品の購入など幅広くご使用いただいております、8月31日現在、既に約5千900万円分の使用済

み商品券について換金申請を受け付けております。

この商品券の使用期限は、本年１０月３１日までとなっております。期限を過ぎますとご利用いただけなくなりますので、市民の皆様におかれましては、どうぞお早めにご活用いただき、日々の生活にお役立てくださいますようお願い申し上げます。

また、取扱登録店舗におかれましては、本年１１月末まで随時、使用済み商品券の換金申請を受け付けており、事前にお配りした「取扱店舗マニュアル」に基づき、適正かつ期限内の換金にご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご不在等により直接お渡しすることができなかった世帯分の商品券は、市役所において保管しております。交付対象者でまだ商品券を受領されていない方には、広報あなん９月号又は市ホームページをご確認のうえ、お早めにお受け取りいただきたいと存じます。

次に、「企業セミナー」についてであります。先の６月定例会でも申し上げましたとおり、本市におきましては、地域に根ざした中小企業の皆様の成長を力強く後押

しする「エコノミックガーデニング阿南」を企業支援の中核に据え、取組を本格化させております。

そのキックオフイベントとして、去る６月２４日、阿南市商工業振興センターにおきまして、「若者に選ばれる企業づくり」をテーマにセミナーを開催いたしました。当日は約８０人の意欲ある事業者の皆様にご参加いただき、今後の本市における人材確保と企業成長に向けた大きな一歩を踏み出すことができたものと考えております。

セミナーでは、徳島経済研究所の 里正彦 専務理事、徳島労働局の 中西彩子 様にご講演をいただき、人口減少や雇用情勢などの統計から、私たちが直面する地域の現状と課題を深く認識いたしました。

併せて、「共働き・共育て」を推進する国の支援制度や、多様な人材、特に若者や女性に魅力的に映る職場づくりの本質について、参加者とともに理解を深めることができました。

また、私からも事業者皆様の積極的な取組を後押しすべく、「阿南市中小企業等振興支援補助金」をはじめと

する新たな企業支援策を紹介し、より多くの若者に選ばれる企業づくりへの積極的な挑戦をお願いしたところでもあります。

参加された事業者の皆様からは、「若者の価値観に合った企業経営への転換が不可欠」といった切実な声が聞かれるなど、このセミナーが人材確保に向けた意識改革の確かな第一歩に繋がったものと実感しております。

さらに、将来的には、行政と企業が双方向で情報交換できるプラットフォームを構築したいと考えております。その先駆けとして、セミナー開催に併せて事業者向けのメールマガジンの配信サービスを開始し、現在90を超える皆様に、初期メンバーとしてご賛同をいただいているところであります。

こうした取組をさらに加速させ、官民が一体となって企業の成長を後押しし、「若者に選ばれる企業」、そして「若者に選ばれるまち阿南」の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

次に、「地元企業PR事業」についてであります。

本市が持続的に発展していくためには、次代を担う若

者が地域の魅力を知り、「阿南で学び、阿南で働き、阿南で暮らしたい」と思える環境づくりが重要であります。

そのため、本市におきましては、「第４期阿南市教育振興基本計画」に基づくキャリア教育の一環として、中学生が地元企業の魅力を知る機会を創出するため、先月２８日、阿南市文化会館におきまして、「地元企業ＰＲ事業」を実施いたしました。

当日は、市内２３の企業等の皆様にご協力をいただき、阿南中学校２年生１２４人の生徒が少人数のグループに分かれ、各企業等のブースを巡りました。生徒たちは、世界に誇る技術力や地元で働くことの魅力などについて、熱心に説明を受けました。

参加した生徒からは、「市内にこんな素晴らしい企業があるとは知らなかった」、「他の企業のことも知りたい」といった感想も聞かれ、地元企業への理解を深めるとともに、地域への誇りや愛着を育む貴重な機会を創出できたものと捉えております。

また、企業等からは「生徒たちが熱心に耳を傾け、積極的に質問してくれたことで、私たちも改めて自社の仕

事の魅力を伝えることの大切さを実感しました」、「今回の経験が、将来の進路を考えるきっかけになればうれしく思います」との期待の声が寄せられたところです。企業にとりましても、若い世代に自社の魅力を伝える貴重な機会になったものと考えております。

今後におきましては、生徒、学校及び参加企業へのアンケート調査を通じて、事業の効果や課題を検証するとともに、より実効性の高い取組となるよう改善を進め、市内企業及び学校関係者等と連携しながら、早期の全校展開を目指してまいります。

次に、3つ目の柱「こどもまんなか笑顔あふれる阿南」の創生についてであります。

本市では、昨年3月に策定した「阿南市教育・保育施設整備実施計画」に基づき、こどもたちの安心・安全な保育環境の確保と質の高い教育・保育の提供に向け、公立幼稚園及び保育所の集約を図るとともに、民間活力を活用した「認定こども園の整備」を進めております。

現在、阿南中学校区エリアにおきましては、昨年12月に民間事業者を決定し、令和10年4月の開園を目指

して、富岡幼稚園隣接地において、認定こども園の整備を進めているところでございます。

また、阿南第一中学校区エリアにおきましても、令和11年4月の開園を目指して、本年7月から宝田・長生地区における認定こども園整備事業の実施に向けた公募型サウンディング調査を開始いたしました。

本調査にエントリーのありました民間事業者との対話を通じて、参加意欲を把握するとともに、いただいたご意見やアイデアを事業者が参加しやすい募集条件の設定や整備手法、事業スケジュールの検討に向けた参考資料として活用してまいります。

引き続き、こどもたちが安心して過ごせる保育環境の整備を第一に考え、慎重かつ着実に本事業の早期実現に向けた取組を進めてまいります。

次に、「小中学校コンピュータ機器購入事業」についてであります。

GIGAスクール構想を推進するため、市内小中学校に配備した児童生徒向けのタブレット型情報端末は、現在導入から5年が経過し、更新時期を迎えたことから、

今年度中に「5, 104台」全ての更新を進めることとしております。

今回、購入するタブレット端末は、徳島県教育委員会を通じて共同調達を行うものであり、去る7月31日、一般競争入札において落札業者が決定し、仮契約を締結したところであります。

今定例会におきまして、契約締結のご承認をいただいたのち、早期に全ての児童生徒に新しいタブレット端末が行き届くよう速やかに手続きを進め、ICTを活用した教育環境のさらなる充実に努めてまいります。

次に、「学校給食費無償化等事業」についてであります。

本市におきましては、本年4月から市立小学校における学校給食費の無償化を実施しておりますが、食物アレルギーや不登校等の理由により、学校給食を食べることができない児童の保護者の皆様につきましては、この無償化の恩恵を直接受けられない状況でございます。

このため、子育て世帯への支援の公平性を確保する観点から、県の「保健体育振興事業補助金」を活用し、対

象となる保護者等に対して、「阿南市小学校給食費無償化に伴う非喫食者補助金」を交付することといたしました。これに係る所要額につきましては、今定例会に補正予算として計上させていただいております。

次に、4つ目の柱「健康でひとに優しい阿南」の創生では、「医療的ケア児への支援」についてであります。

近年、医療技術の進歩に伴い、人工呼吸器による呼吸管理など、日常生活の中で医療的ケアを必要とする、いわゆる「医療的ケア児」の数は増加傾向にあり、その支援ニーズも多様化しております。

医療的ケア児の中には、昼夜を問わず医療行為を必要とする事例もあり、また、一般的な一時預かり等の制度を利用できない場合も多いことから、ご家族には日常的に大きな負担がかかっている現状がございます。

これに対して、本市におきましては、医療的ケア児及びそのご家族への支援の一環として、来年4月から保育所等における受入開始を予定しております。現在、「保育所等における医療的ケア児受入に関するガイドライン」の策定を進めており、直ちに医師や保健師、保育士

等の専門職で構成する「阿南市医療的ケア運営協議会（仮称）」を立ち上げ、本ガイドラインに基づき、今月から保護者からの利用相談の受付を開始し、保育の必要性や子どもの状況、利用を希望される施設等につきまして、丁寧にお伺いしてまいります。

その後、11月から始まる保育所等の入所申込みに併せて、医療的ケアの実施申込みを受け付け、保育所での受入体制や適切な支援の提供に必要な事項等を協議したうえで、来年4月からの円滑な受入に繋げてまいります。

また、医療的ケア児の在宅サービスといたしまして、訪問看護ステーション等の看護師が、ご家族に寄り添ったサポートを行い、ご家族の休息時間の確保や介護負担の軽減、きょうだい児と過ごす時間の創出を目的とする「医療的ケア児在宅レスパイト事業」につきましても、来月の開始に向けて、現在、準備を進めているところであります。

今後におきましても、「誰ひとり取り残さない共生のまち」の実現に向けた取組の一環として、医療的ケア児

とそのご家族が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、必要な支援のさらなる充実に努めてまいります。

次に、5つ目の柱「歴史・文化とスポーツでにぎわう阿南」の創生についてであります。

これまで、東京都港区との間において、港区立の小中学校給食への阿南市産米の提供や、北里大学北里研究所病院と阿南医療センターとの「病院間連携に関する包括連携協定」の締結、さらには「みなと区民まつり」や「活竹祭」などへの相互参加を通じ、教育、医療、観光をはじめとする幅広い分野で、10年にわたり交流と連携を深めてまいりました。

この絆をさらに強固なものとするため、去る7月19日、東京都港区、白金北里通り商店会、一般社団法人阿南市観光協会及び本市の4者による「商店街友好都市との交流に関する基本協定」を締結いたしました。

本協定は、商店街を核とした交流を通じて行われるイベントや物産展への相互参加をはじめ、青少年の健全育成のための交流促進、さらには、南海トラフ巨大地震や首都直下地震など大規模災害が発生した場合の応急活

動や復旧対策への支援を行うことを盛り込み、これまで育んできた友好関係を礎に新たなステージへと発展させるものでございます。

今後は、本協定に基づく様々な交流事業を通じ、港区及び白金北里通り商店会との連携を一層深化させ、双方の持続的な発展に繋げてまいります。

次に、「第41回全国足利氏^{うじ}ゆかりの会総会」の開催についてであります。

全国の足利氏^{うじ}ゆかりの市町や社寺等が連携し、歴史の顕彰と地域の発展を目的として毎年行われている本会ですが、本年度は本市において、来る10月27日、28日の2日間にわたり開催されることが決定しております。当日は私も、開催地を代表して皆様を心よりお迎えしたいと考えております。

初日の27日は、阿南市文化会館におきまして、役員会及び総会を執り行い、その後、元徳島城博物館館長^{ねづひさお}根津寿夫氏を講師に迎え、「江戸時代の阿波公方 蜂須賀家とのかかわりを中心に」と題してご講演をいただく予定であります。

長きにわたり徳島藩政を研究されてきた講師ならではの視点から、近年調査が進み解明されつつある阿波公方の史実を織り交ぜながら、分かりやすくお話しいただけると伺っており、大いに期待を寄せているところであります。

また、翌28日には、室町幕府第14代将軍足利^{よしひで}義栄をはじめとする足利家が祀られる菩提寺での追善法要があり、その後、市内の施設や物産展の見学などを予定しており、全国各地から参加する足利^{うじ}氏にゆかりある皆様に、本市の豊かな歴史遺産や自然の魅力を存分にアピールし、阿南市の応援団をさらに増やしてまいります。

最後に、6つ目の柱「地域の個性ときずなが輝く阿南」の創生についてであります。

昨年度より開始した「わがまち予算交付金」は、地域住民の皆様が主役となってアイデアを出し合い、地域の課題解決や活性化に向けた活動を力強く後押しする取組であります。

昨年度はモデル事業として、長生地区で「災害時活用井戸の敷設事業」と、羽ノ浦地区で長年親しまれながら

も休止していた「こどもフェスティバル復活イベント」の２事業を実施いたしました。いずれの地区においても、地域の防災力向上やコミュニティの再生、そして地域の活性化に大いに寄与するものでありました。

今年度は、長らく地域活性化に活用されてきた「ふるさと活性２１活動補助金」と制度を一本化し、市内の各種団体が実施する合計４０事業を「個別団体分」として支援するとともに、地域の課題解決を担う「地域全域分」については、モデル事業を５地区へと拡大いたしました。

この５地区のモデル事業では、大きく３つのテーマで特色ある取組が実施予定されています。

まず、地域の安全・安心を守る取組として、桑野・大野の両地区において、「災害時活用井戸の敷設」が進められています。

次に、地域のにぎわいを次世代へ継承する取組として、新野・宝田の両地区で、夏祭りを安全に長く続けていくための備品整備などが行われています。

そして、加茂谷地区では、来年度に休校となる加茂谷中学校を舞台に、世代を超えた交流イベントが開催され、

学び舎の思い出を、地域の新たな活力へと繋げる取組が予定されております。

このように、それぞれの地域の持つ個性が輝く多様な事業が、住民の皆様により展開されており、今後におきましても、市民の皆様お一人おひとりが主役となるまちづくりを力強く支援してまいります。

次に、「野球のまち阿南」の取組についてであります。

本市はこれまで、少年野球の全国大会をはじめとする各種野球大会の開催を通じて、交流人口の拡大と地域のにぎわい創出に努めてまいりました。こうした取組をさらに発展させ、「野球のまち阿南」のブランド力を一層高めるため、新たに2つの大会を開催いたします。

まず、「第1回西日本たいようホーム杯^{アンダーナイン}U-9 in あなん」についてであります。

本大会は、今月19日から21日までの3日間、J A アグリあなんスタジアム及び小勝緑地グラウンドにおいて、小学3年生以下を対象とした6人制の野球大会として、初めて開催するものです。西日本各地から24チーム、選手・スタッフ、総勢約370名の参加が予定さ

れており、未来の野球界を担う子どもたちの健全育成と、地域間交流の促進に繋がるものと期待しております。

次に、「中学軟式野球プレ大会」についてであります。

本大会は、来る１１月２１日から２３日までの３日間、ＪＡアグリあなんスタジアムを主会場として開催し、将来的な全国大会の本市開催を見据え、その実現に向けたプレ大会として位置付けております。北海道をはじめとする県外から１０チーム、県内から２チームの、合わせて１２チームが参加する見込みとなっております。

全国から集う野球少年・少女たちを、本市ならではの「おもてなしの心」でお迎えし、交流人口の拡大と阿南の魅力発信に繋げてまいります。

続きまして、今定例会に提出させていただきました議案等につきまして、ご説明を申し上げます。

今回提出させていただきました案件は、条例案７件、補正予算案２件、その他の案件４件の計１３件、及び報告３件であります。

条例案の概要等につきましては、第１号議案から第３

号議案までが条例の制定、第４号議案から第７号議案は条例の一部改正についてであります。

その主なものにつきて、条例の制定「第１号議案 阿南市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」は、通称、「こども誰でも通園制度」に係るものでありまして、子ども・子育て支援法の一部が改正されたことに伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について、条例で定める必要があることから、新たに条例を制定しようとするものであります。

条例の一部改正「第７号議案 阿南市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正され、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合の葬祭補償の額が改められたことに伴い、関係規定について所要の改正を行うものであります。

次に、令和８年度補正予算に係る議案といたしましては、第８号議案は一般会計の補正予算、第９号議案は介護保険事業特別会計の補正予算であり、事務事業を執行

するにあたり、必要額の補正を行うものであります。

次に、その他の案件につきましては、第１０号議案から第１３号議案の４件でありまして、その主なものにつきまして、「第１１号議案 市道の路線の認定について」は、都市計画法に基づく開発道路である、中西松ノ久保線ほか２１路線について、市道として維持管理をするため、道路法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

第１２号議案及び第１３号議案は、「動産の買入れについて」であります。まず、第１２号議案は、「ＧＩＧＡスクール構想」に基づく、児童生徒用タブレット型情報端末の更新であり、３億２，７２０万７，２３２円で四国通建株式会社徳島支店と購入契約を締結しようとするものであります。続く第１３号議案につきましては、庁内ネットワークの中核を担うコアスイッチ機器等一式を更新しようとするもので、１億３４０万円で、株式会社四電工阿南営業所と購入契約を締結いたしたく存じます。これらにつきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定によ

り議会の議決を求めるものであります。

最後に、報告第1号から報告第3号の専決処分の報告につきましては、交通事故、可燃ごみの誤収集による事故及び物損事故に関するもので、それぞれ損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分をいたしましたので、地方自治法の規定により、議会に報告するものであります。

なお、令和7年度の一般会計ほか15の特別会計の歳入歳出決算の認定、水道事業会計をはじめとする3つの公営企業会計の決算の認定、及び財産区管理委員欠員の選任、並びに人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、後日、追加提案をさせていただき、ご審議をお願いいたしたく存じますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

以上、提案いたしました議案等の概要について、ご説明申し上げましたが、説明不十分な点も多いかと存じますので、今後のご審議を通じまして、ご説明並びにご質問にお答え申し上げたいと存じます。

何卒、十分なご審議を賜り、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明にかえる

次第でございます。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。